

自動車損害賠償保障法施行令別表（抄）

別表第一（第二条関係）

等級	介護を要する後遺障害
第一級	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第二級	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

別表第二（第二条関係）

等級	後遺障害
第一級	一 両眼が失明したもの
	二 咀嚼そしやく及び言語の機能を廃したもの
	三 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
	四 両上肢の用を全廃したもの
	五 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
	六 両下肢の用を全廃したもの
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
	二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
	三 両上肢を手関節以上で失つたもの
	四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
	二 咀嚼そしやく又は言語の機能を廃したもの
	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	五 両手の手指の全部を失つたもの

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二 手指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。

三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。